山口県希少野生動植物種保護基本方針

平成17年10月

山口県

第1 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

1 野生動植物種保護の重要性

野生動植物は、人類の生存基盤である生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持するとともに、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、私たちの豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、 絶滅のおそれのある種が数多く生じています。種の絶滅は野生動植物の多様性を 低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、私たちが 享受することができる様々な恩恵を永久に消失させます。現在と将来の私たちの 豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に 緊急に取り組むことが求められています。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、種等様々なレベルで成り立っており、 それぞれのレベルでその多様性を保護する必要があります。中でも種は、野生動 植物の世界における基本単位であり、それぞれの種の特性、事情に応じて保護対 策を進めることが、野生動植物の保護を進める上で重要かつ効果的です。

このため、野生動植物の種の保護の実施に当たっては、絶滅のおそれのある野生動植物種(以下「希少野生動植物種」という。)を保護し、絶滅のおそれから守り、生態系の豊かさ、生息又は生育環境の多様性を守ることは極めて重要であり、緊急に推進すべき課題です。

2 山口県における野生動植物の現状と課題

本州の最西端に位置する山口県は、三方を海で囲まれ、沿海が暖流の影響下にあることから四季を通じて温暖な気候を示し、豊かな自然環境に恵まれています。 しかしながら、「レッドデータブックやまぐち」でも明らかなように、この豊かな自然環境を構成している多くの野生動植物種に絶滅のおそれが生じています。

このような中で、国においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)」を制定し、希少野生動植物の種の保護対策を推進しているところです。しかしながら、種の保存法で保護されているものは、全国レベルで絶滅のおそれがある種に限られており、本県に生息・生育する希少野生動植物種について、必ずしも保護の対象となっていません。

また、わが国、さらには地球の生態系は各々の地域の生態系のつながりにより維持されており、各々の地域での保護がなければ希少野生動植物種の保護や生態系の保護は成し得ないことから、本県の実情を踏まえた、県内に生息・生育する希少野生動植物種の保護施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

3 保護の基本的な考え方

以上の様な認識に立ち、希少野生動植物種の保護施策を推進するに当たっての 基本的な考え方は、以下のとおりです。

今日、野生動植物種を圧迫している主な要因は、人間の生活域の拡大等による生息地若しくは生育地の消滅、生息・生育環境の悪化又は過度の捕獲・採取等であり、希少野生動植物種の保護を図るためには、まず、これらの状況を改善することが必要です。このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動植物種を明らかにし、その生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)を原則として禁止し、その生息地等における行為を規制し、違法に捕獲等された個体を譲渡しする行為を禁止するなどの措置を講じます。

種を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となります。このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進します。

希少野生動植物種の保護は、幅広い県民との協働により取り組むことが重要であり、そのための推進体制を整備し、その推進に努めます。

また、希少野生動植物種の保護に対する県民の理解を深めるための普及啓発を 推進します。

希少野生動植物種の保護施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要があります。このため、施策の推進に必要な各種の調査研究を推進します。

第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

- 1 指定希少野生動植物種については、その本県における生息・生育状況が人為の 影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種が ある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれか に該当するものを選定します。
 - ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつ つあり、その存続に支障を来す事情がある種
 - イ 県内の分布域の相当部分で生息地又は生育地(以下「生息地等」という。) が消滅しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
 - ウ 生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある 種
 - エ 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種
- 2 指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとします。

- ア 外来種は選定しないこと。
- イ 従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。
- エ わが国における主要な生息地が県内に存在し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定するようにすること。
- オ 他法令により十分な個体の保護がなされている種は、条例により保護対策が 効果的に実施できるものを選定するようにすること。

第3 指定希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の範囲

山口県希少野生動植物種保護条例(平成17年山口県条例第8号。以下「条例」 という。)に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物種の個体並びに 種を容易に識別することができる卵及び種子とします。

- 2 個体等の取扱いに関する規制
- (1) 捕獲等の規制
 - ア 捕獲等の禁止

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等については、その種の保護の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとします。

イ 捕獲等の許可

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は 繁殖の目的その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的に よるものを除き、原則としてこれを許可しないものとします。

ウ 違法に捕獲等された個体の譲渡し等の禁止

捕獲等の規制に違反し捕獲等された個体又はその器官の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはなりません。なおこの場合においては個体のはく製、標本その他の加工品であって、種を容易に識別できるものを含めて規制の対象とします。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物種の個体の所有者等は、その種の保護の重要性にかんがみ、 その生息又は生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをす るよう努めるものとします。

第4 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本 的な事項

希少野生動植物種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存 続を保証することです。このような見地から、指定希少野生動植物種の保護のた めその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等 保護区を指定します。

- 1 生息地等保護区の指定方針
- (1) 生息地等保護区の指定の方法 生息地等保護区は、指定希少野生動植物種の個々の種ごとに指定します。
- (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等からみてその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定します。生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努めるものとします。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とします。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域としますが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とします。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物種の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮するものとします。

- 2 管理地区の指定方針
- (1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌 地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定します。

- (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方 ア 条例第15条第4項第7号の知事が指定する野生動植物の種については、食 草など指定野生動植物種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植 物の種を指定します。
 - イ 条例第15条第4項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新た な汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育 に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定します。
 - ウ 条例第15条第4項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは 動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生動植物種の個体が損傷

を受けるなど現に指定希少野生動植物種の生息若しくは生育に支障が生じて いる区域又はそのおそれがある区域を指定します。

- エ 条例第15条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定します。
- オ 条例第15条第4項第11号の知事が指定する種については、現に指定希少野生動植物種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定します。
- カ 条例第15条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定します。
- キ 条例第15条第4項第14号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定めます。
- (3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物種の 個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入を制限することが不可欠な区域を指定します。なお、立入を制限する期間は、指定希少野生動植物種の個体の繁殖期間など必要最小限の期間とします。

- 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少 野生動植物種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための 環境管理の指針などを明らかにするものとします。
- 4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとします。また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとします。

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、指定希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施します。

2 保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定するものとします。当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定めることとします。

3 保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、県、市町村、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努めます。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進します。

第6 その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項

1 推進体制の整備

希少野生動植物種の保護施策を推進するため、県内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県との協力を図り、その推進に努めます。

また、指定希少野生動植物種保護員を設置し、指定希少野生動植物種の保護の 重要性についての啓発活動、生息・生育地の状況調査、巡視活動等を行い、指定 希少野生動植物種の保護を図ります。

希少野生動植物種の保護施策の推進に当たっては、幅広い県民との協働が不可欠であることから、希少野生動植物種の保護に熱意を有する県民等を希少野生動植物種保護支援員(以下「支援員」という。)として登録する制度を創設します。なお、登録した支援員が行う、自然とのふれあい活動や希少野生動植物種の保護活動等を効果的に実施するため、情報提供や研修等を行うなどにより、希少野生動植物種の保護の推進に取り組むものとします。

2 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも 生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、種の分布、生息・生育状況、 生息地等の状況、生態、保護増殖手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進します。

3 県民の理解の促進と意識の高揚

希少野生動植物種の保護施策の実効を期するためには、県民の種の保護への適切な配慮や協力が不可欠であり、希少野生動植物種の現状やその保護の重要性に関する県民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進します。

また、人と野生動植物の共生の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処するものとします。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希 少野生動植物種の保護のための適切な配慮を講ずるよう努めるものとします。